

第19回 甲賀市自治基本条例策定委員会 会議録（概要）

【日 時】 平成27年1月26日（月） 14時00分～16時40分

【場 所】 サントピア水口（共同福祉施設）教養文化室

○出席者

策定委員：13名（委員総数14名）

小林委員、村上委員、山川委員、寺田委員、安達委員、黄瀬委員、奥野委員、大原委員、田村委員、橋本委員、増山委員、三浦委員、馬場委員

庁内作業チーム：14名（委員総数22人）

柚口委員、奥山委員、藤村委員、谷委員、廣岡委員、古谷委員、太田委員、林委員、今井委員、松井委員、田原委員、呉竹委員、中尾委員、清水委員

オブザーバー参加：あいこうか市民活動・ボランティアセンター コーディネーター 大平

事務局：幡野、吉川、築島

傍聴者：1名

○次 第

1. 開会（市民憲章唱和）
2. 第18回会議録の確認について
3. 市民の声を聴く会の報告について
4. 今後のスケジュール
5. 閉会

■ 1 開 会

○事務局

ただ今より第19回甲賀市自治基本条例策定委員会を開会いたします。

開会にあたりまして、甲賀市市民憲章のご唱和をお願いしたいと思います。

（市民憲章唱和）

○事務局

ありがとうございました。ご着席ください。

本日欠席のご連絡をいただいております委員の方ですが、お手元の名簿の第1部会よりご案内をさせていただきます。庁内委員の中島委員、それから藤田委員は業務が急に入りまして、また来られるかもわかりませんが、今のところ欠席でございます。西村委員、徳田委員が欠席となっております。第2部会では、庁内委員の田嶋委員、橋本委員が欠席というご連絡をいただいております。第3部会では、森島委員、澤田

委員、そして市民委員の田中委員が欠席のご連絡をいただいておりますので、ご報告をさせていただきます。

12月から1月にかけて、委員の皆様方には、年末お忙しいなか、16回にわたり各会場におきまして「市民の声を聴く会」を開催していただきまして、大変ありがとうございました。本日より、「市民の声を聴く会」で頂戴しましたご意見につきまして整理をいただくことになるかと思えます。

それでは、会議の進行につきましては委員長をお願いしたいと思います。

#### ○委員長

改めまして、皆さん、こんにちは。第19回の策定委員会でありますけれども、年が改まりまして2015年、平成27年としては初の委員会となります。

いよいよ今日は、「市民の声を聴く会」で市民の皆さんからいろいろな意見が出てきて、これを踏まえて、われわれとして修正すべきところは修正して、市長さんに提言として提出するものを固めていくという、最後の段階にやってみようというわけでございます。改めまして、本年もどうぞよろしくお願いしたいと思います。

それでは早速、議事に入ってまいりたいと思います。

### ■2 第18回会議録の確認について

#### ○委員長

それでは、次第の2番目です。前回からだいぶ間があきましたが、昨年10月31日に行われました第18回の策定委員会の会議録の確認についてであります。あらかじめ2カ所、修正というご意見を皆さんからいただいております。

15ページの下から2行目の後半のところ。「常任委員会から今度は本会議で決議される」と書かれていますが、これは決議ではなくて議決であったというご指摘がありましたので、「議決」に直していただきたいということです。

31ページの下の方、副委員長さんから締め言葉の言葉をいただいている部分ですが、下から3行目の後ろの方に「侃々諤々」という言葉があります。字面として難しい言葉でありますので、「皆さん方が熱心に議論を交わしていただいた」という平易な言葉に改めたいというご意見をいただいておりますので、「侃々諤々」という常用漢字に入っていない字は削っていただき、「熱心に」に直していただきたいということです。

あらかじめ承っているのは以上の2点ですが、ほかに皆さんのほうで、ここは直してほしいというところがございますか。

#### ○市民委員

27ページの委員長さんの発言で冒頭が「ケジュール」となっていますのは、頭に「ス」が漏れていると思います。もう1点は、29ページの委員長さんの1つ前の委

員の後段の2行ですが、「そういう意味で申しあげているのではないので」とあるのですが、「申しあげているのではないので」ということで、「で」が漏れていると思います。この2点だけです。

○委員長

ありがとうございます。今の2カ所はいずれも字が抜けているので付け加えてほしいということでした。あとはよろしいですか。

— 特に意見なし —

○委員長

では、ほかに特段ご発言はないようですので、第18回会議録はこれで確定とさせていただきます。ありがとうございました。

### ■ 3 市民の声を聴く会の報告について

○委員長

それでは、次第の3番目でございます。皆さんには大変ご苦労いただいて、あちこち行っていただきました、「市民の声を聴く会」は無事に終わりましたので、「市民の声を聴く会の報告について」ということで、まずは資料をいろいろとご用意いただいておりますので、事務局からお願いいたします。

○事務局

それでは、本日追加分の資料について確認をさせていただきたいと思います。事前にお渡ししている資料とは別のものが4つございます。まず1つ目は座席表でございます。2つ目は、「市民の声を聴く会」の参加者数を書いた一覧表が1枚ものがございます。男、女、合計、委員という形で書かれているものです。3つ目は、真ん中でホチキス留めをしております9ページもので、「あなたの意見をおきかせ下さい。集計表（H27. 1. 22現在）」です。4つ目は、A3を2つ折りにしてクリップ留めをした、「市民の声を聴く会において市民から寄せられた意見・感想（平成27年1月22日現在）」でございます。これにつきましては13ページまでございます。これらの資料がお手元にありますでしょうか。もしなければ挙手をしていただければ、お持ちさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。事務局からは以上でございます。

○委員長

ありがとうございます。全部で16回、「市民の声を聴く会」を開催しまして、延べ255人の市民の方にお越しいただいたということでありました。

それでは、「市民の声を聴く会」の実行委員長として、最初の企画、運営いろいろと中心적으로ご尽力いただきましたので、市民委員から一言いただければと思います。

#### ○市民委員

皆さん、こんにちは。今日もどうぞよろしくお願ひいたします。実行委員長とは名ばかりで何もしておりませんが、12月と1月と大変お忙しいなか、皆さんとご一緒にできたこと、大変よかったですと思います。皆さん、お疲れさまでした。

私は、16回のうち、市民団体向けと水口町内で開催されました計4回に出席しました。どの回も文章を読ませていただく形ではありましたが、1つ1つ丁寧に読ませていただきました。感想としましては、学区単位でさせていただいたので、自治振興会、自治会・区、そういうところで参加者の想いをたくさん聴けたと思います。同じ水口のなかでも区によって課題とか想いがそれぞれ違って、その想いを聴くことができたと思っています。

詳しい内容については資料として準備いただいているので、後ほど確認ということになると思うのですが、せっかく市民の皆さんの声をお聴きしたのですから、この条例に反映するだけではなくて、条例ができた際には、行政、市民、市民団体、自治会、区、自治振興会、皆さんが手を取りあって甲賀のよきまちづくりにつながればと思います。以上です。

#### ○委員長

ありがとうございました。おかげさまで何とか無事、当初予定していた形でほぼ終わらせることができて、よかったですと思います。

それでは、皆さんもそれぞれご参加されて感想はあろうかと思いますが、この委員会も残りの回数があまりありませんので、早速、いただいたご意見を1つ1つ見ていって、どう対応していくかという作業に入りたいと思います。

A3の紙で13ページにもわたってたくさん意見があるので、まずこの意見を大きく5つに仕分けをしたいと思っています。

どう仕分けるかということですが、「市民の声を聴く会」でご意見はいただいたものの、すでにその当日にしっかり皆さんのほうで答えをいただいて、ご意見をくださった方も納得されたようなケースがあります。これはお答え済みということで、対応はすでに終わっていると考えていいと思いますので、当日お答え済みとして、これはAです。

2つ目は、今日この場になるのか、それとも次回になるのか、分量が多いのでわかりませんが、この場、みんなで対応を検討すべきもの、これはBです。

3つ目のくくりとしてCは何かというと、時間がたくさんあればみんなで全部やればいいのかもしれませんが、そうもいかないの、例えば言葉の表現が、この個所はひらがなで、この個所は漢字だけ、統一したほうがいいのではないか、そういうご

意見があります。それは漢字がいいのか、ひらがながいいのか、そういうことまでここで全部やっていると時間がかかるので、表現などについてどう対応すべきかをまず作業委員会で検討してもらおうというものです。場合によっては、今日みんなで大まかな方向性を検討して、細かい表現は作業委員会に任せるみたいな、まずBでやって、そのあとCになるものもあるかもしれません。

Dとしては、いただいたご意見は当然承るわけですが、この会で何度も議論して決めたようなことについて、そういうところだけに関心もあるのでご意見をいただいている、そういうものもあります。これ以上議論しても変わりようがないようなものもあると思いますので、ご意見としては承るが、委員会としてすでに議論をしてきたので、対応が難しいというものです。

最後にEですけれど、これは何かというと、ご指摘いただいている内容によっては、われわれも専門家ではないので、これは一体どういうことかな、本当かな、ということがなかにはあると思うのです。事実関係の調査が必要なものがたぶん出てくるだろうと思います。これがEです。まず事実関係を事務局でお調べいただいたうえ、考えていこう、こういうものも出てくるかと思っています。

大ざっぱな対応方針としては、この5つぐらいになると思います。まず今日は、いただいた意見をこの5つに仕分けをして、そのうえで時間があれば、特にBにあたるところについてはみんなで見聞を交わしていきたいと思っておりますが、こういうやり方でよろしいでしょうか。

#### — 同意 —

#### ○委員長

今のところ、こういうやり方でいこうということで合意をいただいたかと思っています。1つ1つ見ていって、これはどれでもないというのが場合によって出てきたら、またそのときに考えるということにしたと思います。

それでは、実際の議論に入っていくにあたって、本当は冒頭からやっていくほうがいいのかもありませんが、これは皆さんでまず最初に考えないといけないだろうなというもの、要するにBにあたるものですが、こういうご意見をいただいていますので、A3の資料の9ページを開いていただいでよろしいでしょうか。

ご意見の欄の上から5つ目です。「これまでの委員会の議事録について、誰がそういう発言をしたのかがわからない。どういった経緯で物事が決まったのかがわからないので、改めて作成できないか」、この委員会の会議録は、今日も見ていただいたように、「委員」だけで名前が入らない形でいこうと、この委員会が始まって3回目ぐらいまで議論をした結果そうなっているのですが、名前の入ったものを改めて作成できないだろうかというご意見がありました。

これについては、「市民の声を聴く会」の当日の対応として、「すでにこれまでの会

議録について遑って作成することは物理的にそのもの自体が存在しないので、難しいですよ」というご説明はしているのですが、その下のところに、「せめて『A委員、B委員』などの記載をしていただければ」、お名前を入れないにしても、同じ人が何度も繰り返し発言されているのか、それともいろいろな方が同じような発言を次々にされているのかでぜんぜん違うだろうということで、そういった形での記載の配慮はできないか。「今後何回か開かれるのであれば、検討いただきたい」というご意見をいただいています。これについては、「市民の声を聴く会」の当日には、「全体会で検討したい」とお答えしていますので、今日は全体会ですので、ここで改めて、どうするのかということをご皆さんで決めないと、これに対して対応したことになるので、まずそれを決めたいと思います。

なぜこれを最初にやらないといけないかというと、これを最初に決めないと、今日このあとの審議のなかでご発言いただくものが、A委員、B委員になるのか、お名前が入るものになるのか、今までどおり名前は伏せたままでいくのか、これは皆さんで最初に決めないといけないというので、まずそこを見ていただきたいと思います。

関連して13ページもご覧いただきたいと思います。上から2つ目です。「策定委員会を傍聴させていただいたときに、かなり市の庁内作業チームの方が積極的に発言されていたように思う。そもそもこの点線というのは」、この点線というのは何を指しているのか先ほど事務局に聞いたところ、スケジュールを表しているスライドが4枚目ぐらいにありましたね。策定委員会で作業をしていって、それを市長に提言して、そのあと市役所のほうで作業をしますよと。策定委員会がオレンジ色で書いてあって、市役所が緑色で書いてあって、間に縦で点線が入っているスライドがあったのを皆さん覚えておられますか。お手元にスライドの載った資料をお持ちでしたら振り返って見ていただきたいのですが、策定委員会ですと作業をしてきて、市長に答申します。答申したあとは、ここに点線が入って、こちらから向こう側は市役所の作業という、このスライドです。「そもそもこの点線というのは当初から超えているのではないかと思います。委員会は条例で20名以内と定められているが、その会議の場は約40名近い人で運営されていた。各担当課の方たちが各担当課の内容にあわせてかなり議論をされていたように思う。委員の発言に対してかなり市の意見として盛り込んでおられたように感じた」、それが誰の発言なのかということがわからないと、結局それは役所の方が発言をしてそれに振り回されたのか、それとも市民の委員が中心になってつくったものなのかわからないじゃないか、ということをおっしゃっているのかなと思います。

その2つ下の意見の3行目を見ると、「委員のなかで市民策定委員でない方の発言が目立ったように思った」、つまり役所の発言が目立ったように思ったと書かれています。われわれが実際にこの委員会で話をしていれば、いや、そうでもないのではないかと、むしろ役所の方は案外発言をセーブされているのではないかと感じておられる方もいると思うのですが、このご意見は、誰委員の発言かというのがわからないので

そういうふうを感じるということでもあります。

13ページの上から3つ目の意見をご覧ください。「議事録の請求をしたが、そもそも議事録を請求すること自体が悪であるという形で決めておられる。議事録請求する人間というのは悪意があって、誰が何を言ったか委員を突いてくる可能性があるので、そういうことはしません、という形を委員で決められている。議事録に残っていない以上は誰が何を発言したのかというのはわからない。それを言うておられるかどうかの正当性も怪しくなってしまう。誰が発言したかというのは発言した本人を守るためと思うが、そういったところを飛ばされて議論を進められているので今わからない状態になっているのではないかと思う」、こういったことをおっしゃっています。

この意見・感想自体がそもそもお名前を出さない形で出ているので、同じ方が立て続けにこういう意見・感想を寄せていただいているのか、それともいろいろな会場でそれぞれ別々にいただいているのかわからないのですけれど、まさにそういうことで、今改めて、このまま名前を伏せていくのか、せめて名前は伏せるにしても同じ人なのか別の人なのかわかるようにA委員、B委員、C委員とするのか、あるいは完全に名前を出していくのか、どうしますかということをお聞きに聞かれていると思いますので、条例によって設置されたこの会議でものを決めていくプロセスを、どういう形で市民の方に見ていただくと、ご理解をいただいて、われわれの最終的に出す答申が、こういうふうにつくられたということがわかっていただけるのかということ、皆様のご意見をまずうかがわないと今日は先に進めないなというところでもあります。ご意見をいただければと思います。よろしくお願ひします。

#### ○市民委員

市民の声として出された意見と、これまでのこの委員会の議事録についての考え方の間をとるならば、先ほど委員長がおっしゃったイニシャルで、それに市民委員と庁内作業チーム委員の区分も付加しないとだめだと思ひます。これが間をとった意見かなと思ひます。あと、固有名詞をそのまま出すか、一切伏せるか、規定でいらぬとするか、その3通りかと思ひます。

#### ○委員長

これまでこの委員会としてずっととってきた方針があります。その一方で、われわれとしても「市民の声を聴く会」で市民の声をいただいたので、それに対応する必要もある。その間をとって、名前は出さないけれども、A委員、B委員という形で、同じ人なのか違う人なのかわかるようにしてはどうか。それはA委員（市民委員）とか、B委員（庁内作業委員）という形で、役所の人なのか、市民の立場の人なのかということもわかるようにそこに付していったらいいのではないか。間をとってそこが落としどころではないかというご提案だと思ひます。ほかの方はいかがでしょうか。

○市民委員

この件については、2回目、3回目、4回目の会議で、名前を出すという話になったのをやめておこうという話になって何回も討議したと思うので、今までどおりの無記名でいいと思います。

○委員長

市民の方からの意見を踏まえても、今までどおりで、それを変える必要はないということですね。

○市民委員

自由に意見を出せる雰囲気を残そうという意味で、無記名にしようという話になったように思います。あのときに十分話をして決めたのですから、今までどおりでいいと思います。

○委員長

そもそも誰が発言したかということを確認したいというのは悪であるみたいな、そういうものがあるのではないかというご意見もいただいておりますが、そういうことに対してはどのようにお答えをしていくことになりますか。

○市民委員

それも、そのときに話が出たのではないかと思うのですが、議員をされていた方の意見だったと思いますが、実際に電話が家にかかってきたとか、そんな話もあつたりして、脅迫みたいなことが起こる可能性もあるから、名前を出すのはやめましょうという話になったと思います。ですから、われわれの身を守るという意味もあって今までどおりにしていくのですが、このままではいけないのですかね。

○委員長

残念ながら、なかには脅迫みたいなことが起こりうる可能性もあるので、身を守るために一般市民という立場からやむをえないのだというふうに回答するというご意見ですね。

ほかの皆さんはいかがでしょうか。

○市民委員

この委員会が始まった当初は熱心な議論があつて、私は名前を残したほうがいいという意見を申しあげましたが、結果、無記名で会議録を作成することになりました。「市民の声を聴く会」で出てきたこの意見は、いじめてやろうと思っているのか、何をしたいのかよくわかりませんが、策定委員の名前は公表されていますので、頭文

字だけで誰が発言したかというのがだいたいわかると思うのです。そうすると、当初このことを議論していたとき、議員をされていた委員から名前を公表されると脅迫されるという意見があって無記名になったということですから、今までどおり無記名でするほうが無難だと思います。この意見を出された方はどういうようにしたいのか、それを聞いて、いじめてやろうとか、脅迫してやろうと考えておられるのか。

われわれ14名の市民委員が最初いろいろなジャンルから意見を出したときは、庁内作業チームの人はほとんどおっしゃっていませんでした。だから、どういうところを見てこういう発言が出たのかわかりませんが、「弱み・強み」のところはわれわれ市民から出ている声を参考にしてこの条例ができたと思うのです。ですから、あえて名前を出したり、○委員とかにするより、今までどおり委員だけにしておくほうがいいと思います。

#### ○委員長

今までどおりの方法でいったらどうかというご意見が2つ続きました。ほかの皆さんはいかがですか。今のところ、市民委員の方から3名続いてご意見をいただいておりますけれど、庁内委員の方はどうでしょうか。

#### ○庁内委員

13ページに整理されているこの質問の現場に私はいたのですが、この方があとからもおっしゃっていたのですが、まず先ほど委員長が資料を示されたスライドのなかで、市民が考える部分と、そのあと行政が骨子案を条例化していくという、そこに点線が引いてあって、それまでの会議が今なのではないかということを探ねられて、「それならば、委員会条例に20名と書いてあるのに、私が傍聴にいったら40名ぐらい座っておられる。その状況のなかで、どの方が条例に定める委員で、どの方が庁内作業チーム委員なのか、議事録として活字だけでネットに出ても発言の区別がつかない」ということをおっしゃいました。少なくとも条例により委嘱をさせていただいた委員さんと、われわれ庁内の作業チーム委員の区別は、議事録を読んだ方にわかっていただくという意味では必要かなと感じました。

#### ○委員長

そうすると、同じ人か別の人かという区別をするAとかBというのは付けないけれど、市民委員と庁内委員の区別はつけたらどうかというご提案ですね。新たな方法を提案いただきました。

#### ○市民委員

たぶんこのご意見をいただいた方は、議論の透明性を求めておられるのではないかと思います。ですから、一部の委員の偏った形の発言でそれが全体会のなかで決

まっていないかどうか。「万機公論」という言葉を私はかつてご挨拶でお話をしたことがあると思うのですが、万機公論に決すべくために、多くの委員の方が公平に発言しやすい雰囲気をつくる必要がある。これは会議でいちばん必要なことだと思うのです。恐怖に怯えているとか、なにか背後を感じながら発言するということはよくない。自由にのびのびと発言いただくということが、議論を交わすときの大原則だというお話を申しあげました。その趣旨からいうと、今までどおり、発言した方を明示する必要はないと思っていますし、これはわれわれがこの委員会で決めたことで、これも1つの結論です。

ただ、この会議は市民委員と庁内委員の方の合同になっています。当然ながら役割も違うし、仕事内容も違いますので、これを委員という形で一緒にするということはやはり見直す部分もあるかと思えますので、庁内委員なのか市民委員なのか、発言者が違うということがわかるようなことは議事録に必要だと思います。

#### ○委員長

基本的には自由に皆さんが発言しやすいようにということで委員という形でいいと思うけれども、ただ、庁内委員と市民委員の区別はつくような形にしたほうが、立場が違うのだということがわかってもらえていいのではないかというご意見でした。

今のところ3通りの対応案が出ています。まったくこれまでどおりで変えないという案と、庁内委員か市民委員かという区別だけは入れるという案と、それにプラスして同じ人か別の人かわかるようにA、B、Cといった符号だけは付けるという案と、3通りがあろうかと思えます。

#### ○市民委員

もし自分が市民の立場で議事録を見たら、誰がどういう発言をしているのかというのがたぶんわからない状態だと思いますので、庁内作業チーム委員の方がたくさん発言されているという思いも当然出てくると思います。この委員会が始まる時に皆さんで一致して、議事録には名前を伏せるということにしたのですけれど、やはり庁内委員と市民委員だけは区別してイニシャルはなしにさせていただけたらと思います。

今までこういう経験がないので、あとから誰かに突かれたとかそういう話を聞くと、どうなるのかなという不安もありますけれども、策定委員会の誰かではなくて、庁内委員と市民委員にしたらいいいと思います。

#### ○委員長

今、市民委員か庁内委員かという区別だけはつける形でいってはどうかという意見が3人続いて、今のところご発言いただいた人数としてはいちばん多いのですが、どうでしょうか。

## ○市民委員

確かにこのことにつきましては、この会議の最初の何回かで熱心に意見を交わしたなかで、最終的には名前を入れないと決めたわけです。市民の方のご意見にあるように、当初は、名前は入れずにAとかBという記号を入れるという話をしたことがあったと記憶しているのですが、そうなってきますと、議事録を見たときにAさんばかり発言しているじゃないかということになりますし、14名の市民委員にAから順番に符号をつけていきますとNぐらいまでいくかなと思うのですが、委員のすべてが発言しているのかいないのかということも判然とするので、記号を付けることはやめて、名前も入れないというふうに決めたわけです。

そのときには庁内委員とか市民委員という形の表現は出てこなくて、今はじめてこの言葉がここに出てきたわけです。そういう意味では、市民委員とか庁内委員という表示だけであれば、私もいいのかなという気がいたします。

## ○市民委員

私は今までどおりの議事録でいいと思います。この意見を出された方は、誰が何を発言したのかわからないと、それを言うておられるかどうかの正当性もあやしくなってしまうという意見の方なので、たとえ庁内委員と市民委員がわかるような形式で書いても、話の筋がみえないので結局はわからないということになってしまうので、きりが無いと思います。今まで18回これできているわけですから、残りも少ないので、ここでそういう方法に変える意味もないような気がするのです。あえて変える理由もないので、法律的になんの問題もないのであれば、今までどおりでも問題ないのではないかと思います。

## ○委員長

今まで無記名でずっとやってきて、それはしっかり議論して決めたことだから、今までどおり何も変えなくていいじゃないかというご意見と、われわれが議論した時点では庁内委員と市民委員を分けるというアイデアはなかったもので、それは採用してもいいという意見があります。AとかBという記号を入れていくのはある程度特定されてしまう可能性があるのでは、よくないのではないかというご意見も出ています。いかがでしょうか。

## ○市民委員

この方に対して、そんな分け方で意味があるのかなと思います。逆にまた、あまりにも庁内委員の発言が少ないとなれば、また話が変わってくるのと違いませんか。また意見を言われるわけです。1人のために大勢が迷う必要はないと思います。最初に決定したことは合意で決定したわけですから、あえて9万3000人のなかの1人のために、われわれ市民の声と行政のメンバーの意見を区別することはないと思います。

われわれのほうがたくさんしゃべっていたと思うのですよ。それが仮にはっきりしたら、「なんだ、これは」となる恐れもあるから、そういうことはしないほうが良いと思うのですが、いかがでしょうか。

#### ○委員長

あえて市民委員と庁内委員にここで分けても、またそれはそれでいろいろなことを思っていたかだけのことになるので、今までやってきたとおりでいこう、こういうご意見でした。

#### ○庁内委員

この方はあとでも意見を出されました。委員会条例のなかで委員は20名以内と書いてあって、14名の方が委嘱をされています。われわれは役所内部の人間ですので、委嘱ということはありませんし、自治基本条例策定委員会条例のなかに定める委員ではないというのは事実です。それが交ざって40人が同じ委員で、20人と定めてあるのに議事録のなかでは40人が同じ委員と書かれているのは、条例との整合性からみてもこの議事録はおかしいということをおっしゃっていました。つまり、条例で定める14人の委員さんと、職員の庁内委員は明確に位置づけが違うのだから、議事録上も違って当然だろうと。そういうことをおっしゃっている方ですから、少なくともそのへんについては正直だということを感じたところです。

#### ○市民委員

その件については、私は今でも疑問に思っているのです。われわれは市長から委嘱されたのですが、3分の2の方は委嘱を受けていないのに同じ立場で発言するのは前からおかしいと思っていたのです。そのことを問われているので、そこをまず誰かがきちんと説明することが大事ではないですか。そうしたら、こういう議論をすることもなくなってくるのではないかと思います。この会はあと2回ぐらいしかないから、このためにあまり時間を取るのもったいないので、名前を付ける・付けないは早く決めて、中身に入ってもらったほうが良いのではないかと思います。

#### ○委員長

中身の議論をしたいのですが、皆さんの態勢が決まれば、それでいけばいいと思っています。「市民の声を聴く会」をさせていただいて、市民の声として、発言した委員が誰かというのが本当はわかるほうが良いのではないかと、せめて庁内の人なのか、それとも市民の人なのかはわかったほうが良いのではないかと声をいただいたのですが、今ここで議論をしていると、そういう区別を入れようというご意見の方もおられますし、あえて今までのやり方を変えることの必要性を感じられないという方も何人かおられて、全体の意見として合意ができない以上、今あえて変えるとい

うことは難しいのかなという気もいたしますが、そういうことでよろしいでしょうか。特にお声がないのは、そういう方向かなというところなのではないでしょうか。

#### ○庁内委員

この会議自体のことですけれど、最初、策定委員会は策定委員さんだけだったと思います。私たち職員は同席してくださいということで、合同会議という言葉を使われていたような気がするのですが、いつの間にか策定委員会だけになったところに一緒に入るようになって、そこからおかしくなってきたのかなと思うのですが。

#### ○委員長

1回目は策定委員会だけだったと思います。2回目か3回目は合同会議ということで最初はやっていたのが、そういう言葉も抜けていって、現状としてはこうやって一緒に、市民か庁内かということは分け隔てなく、それぞれの立場からご発言をいただくなかで、いい案をつくっていきましょうということで、しっかり議論を重ねてきていただいているわけです。それはそれで、これまでわれわれがやってきたことだと思うのですが、どういう経緯で一緒になってきたということがちゃんと説明がされていないのではないかとことです。それだから余計にそのへんがはっきり伝わっていないのではないかと、こういうこともあるのだらうと思います。

そういうご懸念があるのだとすると、少なくとも今後の発言については、この人は庁内の人ですよ、この人は市民委員ですよ、ということが分かれていたほうが、釈然としないところの説明にはなるような気がするのですが、どうでしょうか。庁内か市民かというだけを入れようということになれば、それはそれで1つの説明にはなると思うのです。実際は市民の人の発言が中心なんだということだけはわかっていただけ。ただし、われわれが決めた趣旨として名前は出さないのだというのなら、それはそれで皆さんがそう判断したらそれでいいと思います。庁内、市民の区別をつけて会議録を出すこと自体にも問題がありますか。

#### ○市民委員

それは今日からですか。

#### ○委員長

今日以降です。前回までのものについては、そもそもそういった区別をつけた形での記録が役所にも残っておりませんので復元のしようがないのです。ですから今日以降の会議録ということになります。今のご質問は、それであれば致し方なしということで、落としどころということですか。

#### ○市民委員

皆さん、どうでしょうか。あとは「市民の声を聴く会」で出てきた文章、文言をどのように入れるかだけの話ですが、皆さん、いかがでしょうか。

#### ○市民委員

そういうことでもいいと思うのですが、あと2回のことですから、早くこれは決めていただいて先に進んだほうがいいと思います。2回目か3回目ぐらいのときから職員の方が大勢来られて、どこの部署の方がわからないので部署と名前ぐらい付けてくださいとあって、それから名前が出たと思うのです。われわれが知らないうちに3分の2の方が来られまして、意見をいっぱい出されまして、この前のときは、策定委員と違うといたら、そんなことはない、一緒のレベルだということで、そのように直してもらいましたが、そういうところをきちんと説明をしないと。私はわれわれと同じように市長から委嘱を受けて来られていると思っていたのですが、そうでないとしたら、市民の方に、その理由を説明する義務があるのではないのでしょうか。

誰がそういうふうにするか決めたのかわかりませんが、2回目か3回目に職員の方が入ってこられて一緒に話をするようになったのです。この委員会を始めたときは市長とわれわれ策定委員だけでしたけれど、私もわからないうちに、なし崩し的に入っておられて同じレベルで話をしているので、一般の市民からしたら、なぜ職員の方が同じレベルに入っているのか確かに疑問に思うので、絶対に説明責任が必要だと思います。

#### ○委員長

ということでいうと、わかりやすくするためにも、市民委員と庁内委員だけは今日以降の会議録で分けるということで、そのほうがわかりやすくいいかなというところではご納得いただいたということでしょうか。早くしろというご意見もありましたので。

#### ○市民委員

私はそれでいいと思います。

#### ○委員長

それでは、市民委員、庁内委員という区別をつけて今日以降の会議録は作成していただくということで、いただいた意見に対応する部分もあると。ただ、われわれとしてはもともと議論してきて、この会議の方針としてやってきたことであるし、やはり懸念もあるので、それぞれ個人のお名前、あるいはお名前が特定できるような符号はつけないということで、皆さん、よろしいでしょうか。

— 同意 —

○委員長

では、会議録についてはそういうことで対応させていただきます。

だぶん時間がすぎましたが、1ページの頭に戻っていただきまして、すべての意見について具体的にどう対応するかというところはなかなか難しい部分もあるかと思いますが、どういう方針でいくかということの仕分けだけは今日中にやれるといいなと思っていますので、ご協力をお願いします。1つ1ついきましょう。

まず前文のところです。骨子案のほうも見ながら、どこに対して具体的にご意見をいただいたかということでお考えいただきたいと思います。

まず「前文の『理想郷を実現していく』を『理想郷を目指して』に変えたほうがいい。理想郷は現実に存在しないものであるので、それを実現すると表現するのはおかしい。まちづくりは、理想を求めるものではなく、現実を直視しながら進めていくものだと思う」、具体的な修正のご提案です。前文の下から3行目のところに「理想郷を実現していく」と書いてあるのを「理想郷を目指して」に変えてはどうかというご意見ですが、これはどうでしょうか。Cですか。作業委員会で考えてもらうことにしましょうか。この場でみんなが「変えていいよ。そんなこだわりないから、理想郷を目指していくにしようよ」ということであれば変えますが、どうでしょうか。変えないほうがいいというご意見はありますか。

○市民委員

「理想郷を実現していく」という看板を甲賀市の市役所の前に出してもらっているのです。条例は「目指す」とすると、看板のほうは「実現する」なので、そこの趣旨は統一しないといけないと思います。

○委員長

看板よりは条例のほうが大ぶん上だと思うので、条例ができれば看板を直してもらえばいいのかなと思いますけれど、そこも考えるということですので、Cでいいですか。作業委員会で検討しましょうか。

— 同意 —

○委員長

それではCにしましょう。

『地域学』（体系的に地域を見直すこと）という言葉を入れ、自治振興会と区・自治会の生活圏域におけるまちづくりを押し出したほうがいい、前文にこれを入れたらどうかというご意見ですが、どうしましょうか。議論のなかでは、具体的な自治の仕組みの話は本文のほうに書いていて、あまり前文には書かないという話があったの

で、自治振興会とか区・自治会という具体的な話は入れがたいという対応もあるかと思えます。皆さんの判断がないと前へ進まないのですが、Bですか、Cですか。

○庁内委員

Bを想定してCに預けたらいいと思えます。

○委員長

では、Bを想定してCに預けることにしましょう。

— 同意 —

○委員長

ほかにご意見がないとどんどん進んでいきます。次は、「市民の定義に外国人も含まれていると思うが、前文で『日本国民たる甲賀市民』が制定すると書かれているのは、後から記載されている市民の定義と整合が取れていないように思うので、もう一度全体の委員会で話し合ってほしい」、これについては持ち帰って協議をすると答えていますので、とりあえずBでしょうか。この場でみんなで考えようということでしょうか。

— 同意 —

○委員長

もし今日考えるところまでたどり着けなかった場合には、Bになったものも含めて作業委員会としてたたき台的な、こういうふうに対応したらどうかというのを次までに持ってきていただくと早いかなと思えます。

4つ目、「前文のところで、条文には入っていないが、水口岡山城についての口述があった」。「城下町等も建設されました」と書いてありますね。「甲賀郡中惣とは相反するものであることから、話をするのはどうかと思う」、言及するのはどうかという意味でしょうね。「水口岡山城はその当時、地方自治を分断する拠点としてつくられた中央集権の城である。それをまちづくりの根幹にあげるのは間違っている。甲賀は歴史的にみれば、甲賀郡中惣という連合体の塊であることから、表現にも気をつけてほしい」ということで、「この場に報告させていただき、協議していく」と答えています。私はその事実関係がわかっていないのですけれど、皆さんのなかにそれに詳しい方はおられますか。これは教育委員会なりで一度、歴史的に本当のところはどうなのかというのを調べてもらってから対応することにしましょうか。

○市民委員

この会でも一度発言させていただきましたが、城下町を入れようという意見が出たときに、郡中惣をつぶしたのはそれだからという話をさせていただいて、それでもこの表現でいくということになっておりますので、あえて変える必要もないと思います。ただ、みんなの認識がそこまで十分になくて、この方のおっしゃるとおりに変えましょうというので、改めてここで議論するのであれば、それも1つかなと思います。

○委員長

事実関係としては、前にご指摘くださったように、郡中惣をつぶすものとしてつくられたという経緯もありますが、皆さんで議論したなかで、城下町がつくられたというのも事実としてあげて、段落を分けて、郡中惣という輝かしい自治の歴史もある、こういうふうに書いているので、そこは議論を経たうえでそういう結論になっているのだからいいじゃないかというのが、今のご提案かと思います。

○市民委員

それはスライドの説明が悪かったのです。

○委員長

では、結論としてはDですか。ご意見としては確かに承って、われわれとしてもそこは認識しているところだけれど、事実関係として城下町があったということとは別に、郡中惣の輝かしい自治の歴史というふうに書かれているので、このままにしておこうというところでいいですか。

— 同意 —

○委員長

では、Dにしましょう。

「前文に『日本国民たる』とあるが、外国人も甲賀市民であるため、抜いたほうがよい」、当日のお答えは、「ご意見として承る。『日本国民たる』を入れるにあたっては、多くの時間を使って熱心に議論した。『日本国民たる甲賀市民としては』は『制定します』にかかる。あくまでも甲賀市在住の有権者をイメージしている。有権者が、今までからも甲賀市でまちづくりをしてきて、この条例を定めてこれからも一緒にまちづくりをやっていくという思いで話し合った」ということですね。こうみてくると、「市民の声を聴く会」でも、会場によってお答えする人も違うので、同じような意見が出て、3つ目のところは「持ち帰って協議する」、ここでは、「いや、もうこういう話でわれわれはやってきたのですよ」という説明をして、当日のお答えですんでいるようにも思いますけれど、どうしましょうか。上から3つ目のところは、協議をもう一回しましょうということになっていきますので、併せてBということでしょうか。

方向としてはAの方向でしょうか。

○市民委員

われわれは前に十分話をしたじゃないですか。3つ目のところも、発言しようと思っていたら話がすんでしまったのですけれど、3つ目も、前に十分に話がすんでいるので、また同じ話をしないといけないようになると思うのです。

○委員長

また同じ話をして收拾がつかなくなってもあれなので、「日本国民たる」というところは皆さんでさんざん議論してお互いに妥協しあってこの表現になったから、これはAということになりますか。ほかの皆さんはどうですか。もう一度議論しても、まとまらないなと皆さんもお感じになるのだったら、Dですね。

○市民委員

歴史をひもとけば、甲賀市をつくったのは鹿深臣（かふかのおみ）という帰化した渡来人であるという説もありますから。

○委員長

これまでも議論してきたし、そういった歴史を踏まえても、この表現でいいということですね。これはどちらかというところD案でしょうね。「日本国民たる」というところはさんざん議論してこれになったのだから、この委員会としてはほかに直しようがないのだということですかね。

○庁内委員

次の意見にも「日本国民たる」というのが書かれています。私も「市民の声を聴く会」で何度かこれを聞きましたし、聞いたのですから、もう少し深く議論したほうがよいのではないかと思います。

○委員長

そうすると、今日は議論できないので、次回あたりにその議論をするということでしょうか。Bでいこうということですね。

○市民委員

6つ目の意見は、内容がわかりにくいのですが、住みよさランキングで甲賀市は住みよいというのはありがたいことだと思うのですが、それが「日本国民として」と書いていると、なぜこれがいけないのか、このへんがつかないと思うのです。前にいただいた資料には、「日本国民たる」が入っていることに賛成する方もおられるのです。ですから1つ1つに反論するのもいいと思いますけれど、十分に話はすん

でいるような気がするのです。

○委員長

十分に議論は尽くして、これはどうしようもないのだというご意見もあるけれど、もう少し議論をしてみたらどうかというご意見もあるので、次回に時間が取れるようであれば、ほかの方法がありうるのかどうかご提案をいただいて議論をするということにしますが、ほかのご提案をいただいても収拾がつかないのであれば、これはわれわれとして今まで議論して一旦結論を得ているものでもありますので、この形で落ち着かせていただくということで、「日本国民たる」に関するところ、上から3つ目、5つ目、6つ目については、そのように対応させていただくということでよろしいでしょうか。

— 同意 —

○委員長

それでは、その次です。上から7つ目、「前文の中に『教育の大切さ』を入れてほしい。自治の歴史の中で、宮地区自治振興会が『滋賀の宮村』の復刻版を出された。命を懸けて社会教育によって村を再興したすばらしい実践がある。例えば『自治の歴史もあります』の後に、『また現代では、滋賀の宮村に見られるように、地域づくりの教育の大切を説き、実践してきた地域もあります』というような文言を加えれば、『甲賀市は、こんなにすばらしい歴史を持っているんだ』と市民にも伝わり、一方宮村の実践に自信を持ってそれをバックボーンとできるような文面にしてほしい」、具体的な表記を入れようというご提案ですけれど、これはいかがでしょうか。

○市民委員

昭和30年に町村合併があって村が町になって、今の旧5町の基礎を築いたのですが、それ以前はそれぞれ特色があるまちづくりをどこの村町ともにやってきたと思うのです。当然この方については、自信をもって自分たちの地域の歴史を輝くものとして捉えておられるので、特筆すべきものだという認識はあるのですが、昭和30年以前の村では同じことがいえると思うのです。そのなかで、甲賀市になった時点で特筆すべきことを抽出したのがこの前文ですので、その趣旨からすると、作業委員会のほうで具体的にというふうに思うのですが、

○委員長

では、作業委員会のメンバーでもある委員からご提案いただいたので、Cということでもいいでしょうか。

— 同意 —

○委員長

その次にいきます。「前文に『緑と水が織りなす豊かな』とあるが、不法投棄の問題など、決して現実はそうではない」というご意見をいただきました。当日のお答えは、「14人の委員と庁内22人の庁内委員が18回にわたる会議で強み・弱みを話しあいながら文言をつくった。美しい川から始まり、琵琶湖の水を飲んでいないことも甲賀市民の誇りであるのは、恵まれた自然があるからこそだと思う。いろいろなジャンルについて市民目線で考えたことで31の項目ができた。今後、多くの意見をいただき全体会で検討し、市長に提案していく」、これはどういう意味で答えたのかな。対応するというだけでもなく、検討すると。このお答えの前段を読むと、当日はご意見として承るけれど、これはみんなで議論してきてこうなったのだよということ述べているようにも思いますけれど。

○市民委員

「きれいだと知っているけれど、周辺をみてみろ」というご意見、つまり環境問題の話がありましたのでそのようにお答えされたと思います。

○委員長

ご意見としてはそうだろうけれども、文言としてはわれわれが練ってきた文言だから変えないよという、Dでいいですか。

— 同意 —

○委員長

次はご質問ですね。「条文で理想郷とあるがなにか。市民憲章の鹿深の夢とはどんな夢か」、これは条文をどうこうするという意見ではないので、当日のお答えとしては、「甲賀市民の想いを将来にわたって住みやすいまちづくりに展開していくような、まちづくの想いが反映できるようにというものである」とお答えをして納得いただいたのかどうかわかりませんが、当日お答えをしましたよということで、これ以上はお答えのしようがないだろうということで、Aでいいですか。

— 同意 —

○委員長

「前文に信楽はほかのところと自然環境が違うところがあるので、その特徴も入れてほしい」、これはどうしましょうか。

○市民委員

この意見は私どもの雲井学区から出てまいりました。前文のなかに信楽の関係では、「古くには紫香楽宮が置かれ」と入っておりますし、各旧町のことを入れるのだったら、もっともっと旧町の部分が入っていく形になって、とても前文のなかに収まりきれないと思いますので、信楽といたしましては紫香楽宮を入れてもらっていますので、このままでいいと思います。

○委員長

個別の町それぞれに全部対応していくことはなかなか困難でもありますし、信楽に関するものは「紫香楽宮」のほかに、「窯業」というのはこのへんでは主に信楽だと思えますので、そういったことも入っていますよということで、ここに集約するためにいろいろと皆さんで議論して削ぎ落としてこうなっていますので、Dでよろしいでしょうか。

— 同意 —

○委員長

では次に、2番の「目指すまちの姿」です。1番の「まちづくりの基本理念」に関しては特にご意見がなかったということかと思えます。「目指すまちの姿、第1項、市民が相互の理解を深め、それぞれの個性や能力を尊重できる差別のないまちで、できるという表現について、憲法第13条では、誰しも尊重されるという表現になっている。できるという表現を使われた意図は」という質問です。当日の説明は、「ご意見を全体会に諮っていきたい」と書いてありますが、「できるという表現をしたのは、おそらく市民が主体的、能動的な表現で書いたからと思うが、されるとなるとどうしても受動的、受け身的な表現になるため、このような表現になったと思う」というお答えは当日しています。まさにそうですね。憲法では「尊重される」と受け身的な書き方になっているけれど、ここでは「お互いが尊重できる」という主体的な書き方しているということですが、これはどうでしょうか。一度どこかで議論しますか。それとも、これはこのままいこうよということでもいいでしょうか。Aの、当日お答えして、これはもうすんでいるだろうということですか。でも、全体会に諮っていきたいとお答えしているのに、当日お答えしているからといってそれでいいでしょうか。

○市民委員

それだとCですね。

○委員長

結果的には変わらないかもしれないけれど、作業委員会で議論をしたいと思います。

— 同意 —

○委員長

次は、「目指すまちの姿で、市民憲章の内容が含まれているのかと思うが、『かがやく未来に 鹿深の夢を』の未来とか夢という言葉を目指すまちの姿のなかに入れていただければ有り難いと思う」、これは言葉を追加しろということですので、夢とか未来という言葉がこのなかに盛り込むことができるのかどうかということ、これもCですか。

— 同意 —

○委員長

続いて4番です。3番の「条例の目的」のところは特にご意見はなかったようです。4番の「条例の位置づけ」は、「自治基本条例と他の既存条例との兼ね合いは」というご質問です。当日の答えとしては、「まちづくりの基本条例であり、合併から10年が経ち、既存の条例との整合性についてあっていない部分があればご指摘いただき点検していきたい」ですが、これは条文を直せということではなくて、どちらかというご質問としていただいているものですので、甲賀市のまちづくりにおけるすべての仕組みや活動の基本となるのがこの基本条例なので、既存の条例との整合性ということでは、もし整合性がとれていない部分があれば、そこは今後点検をしてやり直していくことになるだろうということ、すでにお答えをしている内容とほぼ一緒ですけれど、そういう方向でいいでしょうか。Aですね。

— 同意 —

○委員長

最終的にこういうふうには検討をしてお答えしましたというときは、当日お答えがすすんでいますという、木で鼻をくくったような答え方ではなくて、当日お答えしているようなお答えの内容をもう一度繰り返して、委員会としてはこういうお答えですということを出していきますので、もう回答が済んでいますというので回答するという意味ではないということをご理解いただきたいと思います。そこまで木で鼻をくくった対応ではないということです。

○市民委員

確認したいのですが、1月22日現在のこの資料は、16日までのものの差し替え

でよろしいのですね。ここに前のものも全部入れてもらったのですね。

○事務局

そうです。

○市民委員

もう1点は、このなかには、文章で出してくださいとっているものと、「市民の声を聴く会」で発言されたものと、両方が混じっているのですか。それとも分けていますか。16日まではレジュメが分けてあったのでわかるのですけれど。それと、同じ方が「市民の意見を聴く会」で発言をされていながら、帰りにまた同じことを文章で出して、意見が重複している可能性があると思うのです。そのへんの見解をお願いします。

○事務局

今のご質問は、その場で発言された方が、「市民の声を聴く会」で「あなたの声をおきかせ下さい」にも同じことを書いているかということですが、それはありえると思います。ですので、同じ方が発言と同じ内容を書いて出していることがありますので、2人の方が言っているのではなくて、1人の方が同じことを言っているということはあると思いますので、延べ的な感じで人数は増えているような感じになっています。

○市民委員

そういうことですから、同じ質問をしておきながら、帰るときに、あるいは後日にまた違う形で方向性を変えて質問をしておられることも考えられます。Aさんが2回、論点の違う形で同じ項目に意見を言ったというふうになっているので、そのへんを念頭におきながら議論していただければと思います。

○事務局

もう一度確認しますが、A3の資料は市民の声を聴く会で発言をされた方の意見です。事前に送付した資料は市民の声を聴く会が未開催の分が反映されていませんでしたので、本日すべての意見等の資料をA3版にしてお渡ししています。A4の資料は、「あなたの意見をおきかせ下さい」という紙で出してもらったものの集計です。今、副委員長がおっしゃったのは、当日発言したということと併せて、こちらにも書いているのではないかというのは、それはありえるということをお知らせしたわけですが。

○委員長

そうすると、当日、紙で出していただいたご意見はA3のまとめのなかには入っていないということですね。

○事務局

そうです。

○委員長

ということは、A3のほうの対応だけではなくて、A4のほうを見たうえで、こちらにもお答えをしていけないといけないということですね。

○事務局

そういうことです。

○委員長

そうだとすると、今日これは全部できない気もするので、事務局にお手数をおかけしますが、A4の資料も、それはどこにかかる意見なのか、前文なのか、全体なのか、第何条の部分なのか、というのを分けてもらったほうが、皆さんが見やすくてありがたいと思うのですけれど、そういうことは可能でしょうか。

○事務局

当初そう思っていたのですが、まずは出さないといけないと思ったのでこういう整理になりましたけれど、おっしゃるとおり、これは1つにしないとまとめられないと思いますので、分類ごとに整理しようと思っています。

○委員長

ありがとうございます。「市民の声を聴く会」は最後が20日ですから、まだ1週間経っていないので全部を整理していただくのは大変だったかと思いますが、そういうことで、A4のほうの内容については改めて章立てに応じた形で整理をさせていただきますので、それを受けて対応を考えましょう。

それでは、A3のほうの5番の「定義」にいきます。「5の定義の表記と13、14の区分けの表記が違う形で分けているのはなぜか」ということです。次の方も同じことをおっしゃっているのだと思いますが、「5の定義①で『市民』には『企業・事業者』も含まれているが、14としてわざわざ『企業・事業者の役割と責務』を入れた意味は？ 入れなくてもいいのではないか」ということです。当日のお答えとしては、「あえて入れなくてもいいのではないか、というご意見として承るけれど、法令遵守、地球環境に配慮した事業活動、社会貢献など、人としての市民とは違うニュアンスがあるので、あえて入れた」という説明を2つ目の方に対してはしています。1つ目の方には、「委員会ですっかり話し合う」という対応でしたが、定義のなかでは、市民のなかに企業・事業者が入っているということですが、ここについてはどの

ように対応しましょうか。

○市民委員

⑤の協働のところに、「市民、議会及び市長等のうち複数の者が対等な関係のもと」と書いていますね。対等というのは、私は通じないと思うのです。平等ではないと思っているから。われわれ市民と議会とか市長等がなぜ対等なのか。われわれは主権者であって、まちづくりは市民が主権ですよとっているのに、なぜそこで対等という言葉が出てくるのか。これはよく読むとおかしいなと思うのです。主権者は市民ですよ。議会、市長等は市民より下ですよ。下なのに対等というのはおかしいという、こういう考え方になるのですが、いかがでしょうか。それと後の問題は関係してくるので。

○委員長

今のご発言は、定義の①ではなくて、定義の⑤をもう一度考え直せというご発言ですか。

○市民委員

そうです。

○委員長

それをいろいろなところで皆さんが1つ1つ蒸し返していただくと、これは永遠に終わらない気もするのですけれども。

○市民委員

対等という言葉はおかしい。

○委員長

おかしいという問題提起ですね。では、それはどうするのですか。もう一回その表現について作業委員会で考えてもらうということにしますか。「協働」というところに対しては、特に「市民の声を聴く会」ではご発言はなかったように思うのですが。

○市民委員

意見がないということは、わからないから質問できなかったのだと思います。

○委員長

では、5の「定義」のところでもいろいろとご意見をいただいている部分については、そこだけいじるとまたややこしいことになると思うので、全体をもう一度みて、作業

委員会で検討してもらいますか。

○市民委員

5番の定義と13番と14番は、5番については市民とか地域住民はどういう方を指すのかという、そういうことを書いているのです。13番と14番は役割と責任について謳っているのです、国語的に根本的に違うのです。13番、14番は定義ではないのです。ですから私はこのままでいいと思います。

○委員長

5番の①については、定義としてはこれでいいということですね。

— 同意 —

○委員長

「定義」のところの3つ目は、「そもそも定義が入ってくる位置がもう少し前にきたほうがいいのか」ということです。これは最終的に条例としてどういうスタイルになるかというときに、むしろ策定委員会でというよりは、最終的には市役所として条例の体裁を整えるときに定義をどこに入れるかということになってくると思うので、いただいたご意見としては、そうですかというところだけど、策定委員会として定義の場所を前にもっていくか、後にするかというところはどうなのでしょうかという気がするのですけれど、いかがですか。これも作業委員会で考えたほうがいいですか。

○市民委員

この方がおっしゃっているように、確かに「目指すまちの姿」のなかには市民というのが入っておりますし、「定義」があって市民という形になっておりますので、できれば「定義」が最初のほうが順序としてはいいのかなと思います。

○委員長

では、「定義」を前にもってくるということも含めて位置関係を、作業委員会で対応を検討するというにしたいと思います。

— 同意 —

○委員長

次にいきます。4番目の意見です。「5の定義では、市民は住民登録しているという意味ではなく、市内の人全部という意味で受け止めたが、10番の多文化共生で外

国籍の人たちの多文化と触れ合うと相対して記載されているように思える。同じ甲賀市に住んでいる人は同じ市民とした文章にできればいいと思う」、これについて当日のお答えは、「ただ、外国人が相対するようにとらえられるのであれば、同じ市民としてとらえられるような表現を検討する」とお答えいただいていますので、表現を検討するということで、Cとさせていただきますのでいいでしょうか。

— 同意 —

○委員長

次は、「市長等という表現が多く出てくるが主体性はどこにあるのか？ 骨子の中に主体性を検討してほしい」というご意見です。当日のお答えは、「定義では市の関係者すべてをまとめあげており、定義5の③は教育委員会、行政委員会、副市長、職員等が入る」ということです。主体性を検討してほしいということの意味がよくわからないのですが、その場に居合わせた人でわかる人はいませんか。「定義」としてはどうということではなくて、それぞれの部分に関して誰がどう関わっていくのかという主語みたいなところが、市長等というのが多いけれども、それでいいのかという、これは全体を通して主体性をということをおっしゃっている意見のような気がするのですが、とりあえず「定義」のところについては対応しがたい話ということで、このままでいきましょうか。

— 同意 —

○委員長

その次の意見も定義の③ですから一緒のことですね。「職員等は補助機関という捉え方を行政的にはされるのか。そこに違和感を覚える」ということですが、法律上の文言としては職員というのは市長の補助機関に含まれていますので、これはこういう表現をするよというお答えをしているということですか。

次のページもそうですね。同じような質問ですけど、「あくまでも職員というのは市長の補助機関という用語の使い方が行政のなかでは慣例になっていると捉えていいのか」、慣例というよりは、そもそも法律用語としてそうになっていますよということですか。これも対応はこれ以上できないということでしょうか。

— 同意 —

○委員長

その次は、「定義に自治振興会や区・自治会も含めてはどうか」というご提案をいただいておりますが、これはどうでしょうか。

○市民委員

17番、18番で出てくるので、ここには入れない。

○委員長

17番、18番でズバリ出てくるので、定義としては入れないということですか。

— 同意 —

○委員長

では、頭からここまで確認しましょう。前文のところは、C、C、B、D、D、D、C、D、A、Dという感じでしょうか。AとDが結構近いかもしれませんね。目指すまちの姿は、どちらもC、C。条例の位置づけは、A。定義は、D、D、C、C、A、A、A、Dですね。いちばん最後の、「定義」に自治振興会や区・自治会を入れてはどうかというのは、当日お答えをしているわけではないけれど、これまで議論したなかで、これは17、18のところにあるからいいよねということでDです。対応困難ということではないかもしれないけれど、ご意見としては承るが、対応しないということです。

では、2ページ目の6番の「市民の権利」のところですか。「障がい者が安心して暮らせるまちづくりのためにユニバーサルデザインやバリアフリー等の内容も盛り込んでほしい」ということですが、どうでしょうか。6の②の後段の「障がい児・障がい者も含め、誰もが地域で社会生活を営み安全にかつ安心して暮らしていける社会を実現します」は、まさにユニバーサルデザイン的な意図を込めて書いた文章だったと思うのですが、そういうお答えで、これは特に変更しないということですか。

○市民委員

ここの障がい者のところで、いくつか重複している意見があると思います。この条例を見たときに福祉的な文言が欠けているなという思いもありまして、そういう意見が出ているのかなと思っています。それに伴って、8番目の意見には、『市民の権利』に、『障がいの有無』、『障がい児・障がい者』が記載されており」とありますし、また重複して書かれている意味はどうですかということもその前にありますので、そのあたりはもう一度検討してほしいと思っています。

「子ども」と同じように特出しをするか否かということも、もう一度検討していただけたらと思います。併せて、高齢者の文言もこの条例自体にないので、やはり出していただいたほうがいいかなと感じました。ですから再検討というところで、作業委員会で検討していただいて、そのうえでまた全体会で検討するというだけでもいいの

かなと思います。

#### ○市民委員

私もそのことに関連しまして、「市民の権利」の②のところですが、土山のほうだったと思いますけれど発言された方がいらっしゃいました。いろいろな差別事象という形のなかで現在17項目あるわけです。そのすべてを網羅することは無理だということで、この委員会のなかで私は申しあげましたけれど、ここにあがっています「性、年齢、障がいの有無等」の「等」のなかにほかの部分が入っていますということで、あえて「等」という文字を入れてもらいました。

後にも出てまいりますけれど、市民の方々がおっしゃっておられます、外国人の方のこと、いわゆる国籍の関係ですね。国籍という文言もこのなかに入れてもらったらどうかということもございますし、全体的にそのあたりの表現の方法についてもう一度皆さんで見直してもらえたらなと思います。

福祉の問題につきましては、「目指すまちの姿」のなかに表現方法を3つのくぐりに表現を変えて出してもらっている部分があるわけです。それも関連をするわけですが、「市民の権利」のところにつきましては、市民の方々の意見も尊重しながら、文言の表現方法を皆さん方で一緒に考えていけたらなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

#### ○委員長

そうしますと、6番の②については、もう一度全体のバランスのなかで作業委員会で検討したほうがいいのではないかというご意見がお二人から出ました。6のところに関してはたくさんの意見をいただいておりますが、基本的には全部Cとして対応していくということでしょうか。

— 同意 —

#### ○委員長

なかには結果的には当日のお答えから変わらないものが出てくると思いますが、全体をCということで対応させていただきたいと思います。

続いて、7番の「市民参加」のところです。「基本条例作成に関して、市民参加・市民の声がまちづくりに反映しうるものを作成願いたい」ということです。これについては当日、「市民の声を聴いたものを、委員会で話し合い、議会にかけられ、市長に提出される」とお答えしているので、Aということでしょうか。

— 同意 —

#### ○委員長

続きまして、「市民参加の②にある市民が決定に関われる仕組みづくりとは例えば何か」というご質問をいただいておりますが、これについて当日のお答えは、「市民参加は自分たちの考え、発想でやっていくもの。イベント・ボランティア・地域のまちおこしなど自発的な発想でやっていくものに対して、市長等はそれが出来やすいしくみづくりをしなければならないという考え方で条文をつくっている」と、具体的にこういう仕組みだというのは今後市長等が考えることですから、確定的なお答えはできないですけど、当日こういう形でお答えをしていますので、質問へのお答えとしてはこれでよろしいですか。ではAでいいですね。

— 同意 —

○委員長

次は、「まちづくりのしくみの基になるものは自治振興会と区・自治会。7市民参加の②で『市長等は、……しくみづくりに努めます』と書かれているので市長等はしくみをつくり、区・自治会や振興会が実践するとなる。自治振興会発足当時を思い出してほしいが、市長等がいかに市民の意見を聞いたか。市長等がしくみづくりに努めるのではなくて、市長等はまちづくりのためのしくみづくりから市民が決定できるようにしないと、市長が言ったからしているとなってしまう。文面の中には、『市民が、自ら考え、働きかけ、決定に関われる』とは書かれているが……。「とは書かれている」ということは、書かれていること自体には問題はなくて、書かれていることがちゃんと実践されるかどうかということに気にかけているご意見なのかなと思いますので、ご意見としては承るけれど、委員会としては原案のままでいくという、Dでいいですか。

— 同意 —

○委員長

3ページにまいりまして、8番の「子ども」です。『8の子どもだけがあがっており、高齢者、青少年・青年などがいない』という意見が出たが、未成年は決定権がないから項目があるのであって、高齢者は大人であり、自分で決定できるから入ってなくても大丈夫だと思う。あえて入れるのであれば『認知症や障がいなどにより自分で判断できない・意見が言えない人』という項目でいい。これは「子ども」のところについての話ではないですけども、要するに、高齢者というようなことを入れるのか、どうするのかということで、この方のご意見は、高齢者は入れなくていい、「認知症や障がいなどにより自分で判断できない・意見が言えない人」という項目があってもいいということでした。

その2つ下のところで、「なぜ『子ども』だけの表現がされているのか、『高齢者』

等はないのか」ということで、高齢者というのはあったほうがいいのではないかと  
いうご意見もありました。

もう少し下に、「高齢者の項目はないのか、どうして子どもだけなのか」というこ  
とで、これに対して当日のお答えは、「高齢者がいないことはご意見として承る」とい  
うことです。

ということで、「高齢者」ということを入れたほうがいいのではないかと  
いう意見をいくつかいただいていますので、これについては当日のお答えも、「ご意見として  
承って、委員会へ持ち帰り検討したい」ということでありますので、「高齢者」とい  
うのを入れるかどうかみんなで対応を検討しましょうか。

— 同意 —

○委員長

では、これはとりあえずBにしておきます。

上から2番目については、困った返答ですね。「子どもについて項目としてあげら  
れた理由は」に、「持ち帰って全体会で検討したい」というのは、議論の経緯を聞か  
れているのに、持ち帰って検討しようがないような気がしますけれど、「子ども」に  
ついては、将来の甲賀市を担っていく人でもあるし、未成年ということで十分に参  
加・決定の権利が保障されているかどうかというところもあるので、あえて特出しで  
あげましたよということだと思いますが、そんなお答えだけをすればいいと思いま  
すので、そんな形でお答えをしていきましょう。ご意見や質問に対して回答だけす  
ればいいということで、変更はしないということですが、この区分けがあまりよくな  
かったかもしれませんけれど、Aに近いと思います。

— 同意 —

○委員長

次に3つ目は、『子ども』は何歳までなのか」という質問に、「未成年者として考  
えている」と当日お答えしています。そして「子どもだけの表現で、高齢者はな  
いのか」ということについて、ここでみんなで検討しましょうなので、前半がA、  
後半がBですね。

— 同意 —

○委員長

4つ目は、「若い人が住みやすいまちづくりが必要。都会の良い面を土山にも取  
り入れることができれば。また、伝統文化、まつりなどを継続していくためにも若い人

の力が必要である」というご意見です。当日のお答えとしては、「趣旨を尊重した条例にしていきたい」とお答えをしていますので、若い人が住みやすいまちづくりという趣旨をほかのところでも生かしていきましょうということで、ここだけの部分ではないと思いますので、作業委員会でもし変更できるのであれば変更していくということでいいでしょうか。趣旨を尊重した条例にしていきたいというお答えは、そういう形で少し検討はするということですから、Cですね。

— 同意 —

○委員長

その次の「子どもの定義はどうか」という質問に対しては、「具体的には未成年である」とすぐにお答えをしていますので、Aということよろしいでしょうか。

— 同意 —

○委員長

その次も、『子ども』に青少年を含んでいる」とお答えしていて、高齢者がいないことについては、先ほど皆さんで決めましたので、前半がAで、後半がBですね。

— 同意 —

○委員長

その次です。「子どもの年齢はどう考えるか」、これも同じような質問ですね。これは「20歳未満」と、その部分はお答えをして終わっていますので、Aです。ただ、その先の部分は、「まちづくりに参加する子ども」というと、甲賀市で開かれている子ども議会のように、小学校高学年から中学生と誤ってしまふ。その年代の子どもに対しての視点も大切だと思うが、そこから大人になるまでの間の高校生、大学生に対しての視点も必要だと思う。限りなく大人に近い子どもたちが市の運営などに参画できる場があるかといえば無いように思う。そのあたりはどのように考えておられるか」ということです。「この条例で子どもについて記載することで、今後そういう機会が考えられるようになることを期待していきたい」というようなお答えをしていますので、これはお答えのとおりでいいのかなと思います。Aですね。

— 同意 —

○委員長

その次は、『子ども』だけではなく『高齢者』や『障がい者』の文面が必要だと思

う)、これは先ほどのとおりですね。Bです。

— 同意 —

○委員長

「子どもの項目だけは権利を保障されるという表現になっているので、子どもをまちづくりに参画させなければならぬと解釈できる」というご意見をいただいています。7で市民参加を記載している。次世代を担う子どももまちづくりに関わってもらおうという思いで特筆している。義務というわけではない」、お答えとしてはそれでよろしいでしょうか。それではAとしましょう。

— 同意 —

○委員長

「子どもも市民なので7と同じ表現にするか、子どもだけの特筆しなくてもいいのではないか」ということですが、ここについては、今の上のお答えとほぼイコールのお答えになってくると思うので、当日お答えはしていないですけど、委員会としてはこのお答えどおりでいきたいということでもいいでしょうか。Dですね。

— 同意 —

○委員長

その次です。「市内でもひとり暮らしの高齢者が増加している。都会ではそういった方を集めた集合住宅を整備されたりしている」ということで、「どこまで条例に表現できるか難しいが、地域のつながりは重要である」というお答えをしていますので、ご意見としては承るが、委員会としてはこのままいこうという、Dですね。

— 同意 —

○委員長

ここはいろいろあるので確認すると、上からB、A、A・B、C、A、A・B、A、B、A、D、Dでいいでしょうか。

10番の「多文化共生」です。先ほどもここに関係するようなご意見がありましたけれど、「国際化推進計画に関わっているが、今後、外国人の人口が増えていくといろいろな問題が出てくるので、多文化共生という言葉を使わずに、ともに新しい甲賀市の文化を創っていくまちづくりを検討されたい」、当日の対応は空欄になっていますが、検討されたいということですので、検討しますか。先ほど検討した6番のどこ

ろでも、「多文化もどうだ」というご意見もあったと思いますが、6番は全体としてCになっていますけれど、そういうことでいうと、これもCということで、多文化という表現自体についてのご意見もあったように記憶していますので、Cとさせていただきますでしょうか。

○市民委員

今の部分もそうですけれど、意見を述べられる方が行政の方に対して、こんな行政をしてほしいというような意見がこのなかにあると思うのです。それを条例のなかに入れる入れないというところの考え方は、この文章によって変わってくるので、例えば今の文章だったら、意見として行政に対してこんな意見をもっていますということと捉えておいて、われわれが検討する云々というのは、例えば多文化という部分に関して文言をどうするかということに関しては検討しなければならないと思うのですが、こういうまちづくりを考えていってくださいということに関しては、われわれが検討して云々ということではないように思いますので、そこの部分はこのなかから省いていただくほうが、この条例をつくっていくにあたってはもう少しスムーズに進んでいくと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長

ここの意見は、条例をどうこうするというのではなくて、役所に対するご意見だということで、委員会としては原案のままでいくということですね。それでいいですか。

○市民委員

これはCですか。

○委員長

それはCではなくて、「多文化共生」の1つ目のところは、役所に対するご意見ではないか、条例そのものに対する意見ではないのではないか、こういうご発言だったのですけれど。

○市民委員

これは第1回目の各種市民団体向けの「市民の声を聴く会」で出てきた意見です。ほとんどの委員の方はこれに出しておられなくて、委員長と私と実行委員会の方に出たのでしたのです。そのときに外国人関係のそういう団体の方から、多文化共生という言葉はもう使わないでほしいという趣旨の発言があって、条例のなかで使うとしたら、多文化共生という言葉ではない、違う形の提案があったのです。だから、これは一回検討しないといけないのです。

○市民委員

多文化共生という言葉は検討しなければならないと思います。

○委員長

では、Cですね。

— 同意 —

○委員長

次は、「第2項の世界の人々という表現は削除したほうがいいのか」というご意見をいただいて、当日のお答えとしても、「削除したほうがいいのかということも含めて全体会で諮っていきたい」ということですので、いきなり全体会で今議論もできないでしょうから、「世界の人々」という言い方を別の言い方に置き換えるか、あるいは「世界の人々」を取って、いきなり「互いの文化を認めあい」でもいいのかもしれないけれど、文言としてどういうふうにすればいいかということを作業委員会で考えて、またご提案をさせていただくことにしましょう。Cですね。

— 同意 —

○委員長

続いて、11番の「安全・安心のまちづくり」です。「①の『市民の協力・連携により』とあるのを『相互の協力・連携により』としたほうがいい。『市民は』が主語にあるので」ということです。冒頭に「市民は」と書いてあって文章がきているので、途中で「市民の協力・連携により」と書いたのではおかしいだろうということです。これは文言の問題です。そうかなという気もしますが、これは技術的なことでもあるので、作業委員会で検討しましょうか。Cですね。

— 同意 —

○委員長

その次は、「区長には消防団への指揮権がない。区長といえども、消防団を動かさないため、有事の際はどうしようもない。しかも、個人情報も教えてもらえないなど、困った状態になる。自主防災組織の設置を市は促しているが、補助金のアップをお願いしたい」、これは市に対する要望ですね。当日すでにお答えをしています。「お金も必要であり補助率の話もある。この骨子案を出すときにはその背景を市長に理解していただくよう委員会として伝えたい」、そういうふうにお答えいただきましたので、委員会としてそれは伝えないといけません。ということで当日お答えはしていませんということで、Aでしょうか。

— 同意 —

○委員長

その次は、『自らの安全を確保するとともに、市民の協力・連携により緊急事態に対応するよう努めるものとします』としたほうが文章としてはより具体的であると思う。また、第3項に『危機管理に努めるとともに、緊急時にはこれらと協働のもと、迅速かつ適切に対応するものとします』という表現にしたほうがいいのではないかと。ということで、当日のお答えは、「この部分についても全体会で諮らせていただきたい」と書いてあるので、委員会としてはこういうつもりでこういう文章をつくったよというお答えはしているけれど、もう一度再度検討するということでいきますか。ではCですね。

— 同意 —

○委員長

次は、「3項で、緊急時にはこれらと協働のもと、とありますが、『これら』とはどれを指しているのか」、当日のお答えは、「確かに自主防災組織等は第2項にあるので、第3項でこれらという表現でいいのかどうか、全体会で諮らせていただく」でありますので、これも文言ですので作業委員会で整理をしてもらってから、もう一度みんなで考えることにしましょう。

— 同意 —

○委員長

その次は、『自主防災組織等を設立するなど』とあるが、などの前に例えば『避難場所を確保する』といったものを入れて、2つの言葉が並んで『など』という言葉が使われるのではないかと、「など」という言葉を使って1つではおかしいということですね。これも文言の話だと思しますので、Cだと思います。

— 同意 —

○委員長

ということで、11番については、C、A、C、C、Cとなっております。

13番の「市民の役割と責務」です。「市民が『積極的行動するとともに』は、市民がすべてを完結するようにととれるが」ということで、当日の答えは、「市民にすべてを任すといっているようにととれるので再検討したい。7、13、20のバランス

をふまえ見直す」ということで、これもCとさせていただきたいと思います。

— 同意 —

○委員長

14番の「企業・事業者の役割と責務」です。「他の市民・市長等と協力・連携し」と書いてあるが、どのような意味か」ということです。当日のお答えとして、「企業・事業者も市民だという考えで、企業・事業者を除いた他の市民・市長等という表現になっている」ということで、こういう形になっていますというふうにお答えをしていますが、文言として多少整理しうるのかどうか、限りなくDに近いCという感じでしょうか。

— 同意 —

○委員長

すでに予定の時間をすぎているのですが、やらなくてはいけないことがたくさん残っているのので、4時半までこの作業を続けさせてください。本当をいうともう少しやらないと終わらない気もするのですけれど、今日この部屋は5時半から別の方がお使いになるそうですので、4時半ぐらいには終わって、諸連絡をして片付けをしないと間に合わなくなるので、申し訳ありませんが、4時半を目処に作業を進めていきたいと思っています。

4ページ、15番の「議会・議員の役割と責務」です。ここについてはいくつかがご意見をいただいています。全体的にわかりにくいということで、「例えば議会においては『市民の声がまちづくりに反映されるように』という文言は『市民の声が市政に反映されるように』にしたほうがいいのではないか」というご指摘でした。当日のお答えとしては、「本条例はあくまでもまちづくりについて定めるものであるが、市政という文言も併せ整合性を図り再整理する」ということで、「まちづくり」という言葉と「市政」という言葉をどういうふうに捉えるのかということをもう一度考えようということのようであります。「市政」という言葉を使えるかどうかということもあるので、これも作業委員会で考えないといけないですね。Cということをお願いします。

— 同意 —

○委員長

その次は、「具体的にどのような形でされるのか。個別の規定等があるのか。さらに、文の表現が議員は『〇〇に努めます』となっているのはどうしてか、その見解が

聞きたい」ということです。見解が聞きたいということで、見解をここはかなりお答えをいただいています。これについては、当日見解をお答えしたということですので、Aということによろしいでしょうか。

— 同意 —

○委員長

その次は、「実際に条例についてはこの裏にたくさんの附則・条例があるので、それらがすべてこのなかに当てはまっていくと思う。そのへんの整理がしっかりなされないこれが生きたものになってこない。議会・議員の役割と責務があるが、議会基本条例ができました。自治基本条例と同じぐらいに、議会にとってはすべての根源に関わることが定められているわけですが、実際にここには一言も出てこないとなれば、果たしてその各主体の役割と責務について本当にこれで言い切れているのかどうか。もう少し具体的にそれぞれの責務や役割を明確にしている自治基本条例もたくさんあるように思う。非常にフジィな部分が多い。そういった部分をどの程度整理をされるのか」ということです。当日のお答えとしては、「黄色の段階」というのは、先ほどのこの図のことだと思いますが、「この段階では策定委員会で議論しているけれども、最終的には議会で決めていただくので、その間にさまざまな条例・規則等の整合性をとりながら作業を進めていくことになっていきますよ」ということで、要するに、これ以外の条例・附則などとこれがうまく突合していくのかというご指摘に対しては、お答えをしているということなのかと思いますので、これも当日お答えはすんでいるということで、Aでいいでしょうか。

— 同意 —

○委員長

16番の「市長等の役割と責務」です。「市民の役割、市の責務、市長の責務など、1つの条例にまとめて今つくる理由があるのか。市長の役目などは書かなくても当然のことだと思う。条例をつくる目的がわかりにくい」ということですが、当日のお答えとしては、「あえて記載することで、有効な道具として活用できると思っている」ということで、当日お答えをしているということで、これはAでよろしいでしょうか。

— 同意 —

○委員長

次は、「市職員や議員はどうあるべきか基本に戻って研鑽に努めていただきたい。税金の使途、施策のメリハリをお願いしたい」、これはこの条例でどうこうではない

ですね。ご意見としてそうですかというところで、これはむしろ市として考えていただくということなので、Dですね。

— 同意 —

○委員長

その次は、『市長等は全体の奉仕者として』とあるが、全体という言葉は必要ないと思う。また、同じ意味の言葉を使うのであれば、『全体』という言葉は漠然としているので、『地域社会』などに置き換えてもよいと思う」ということで、「全体の言葉の使い方については策定委員会のなかで検討したい」と当日答えているので、「全体の奉仕者」というのは、地方自治法か何かに出てきている言葉だったと思いますが、もう一度これは作業委員会で確認をしたうえで、対応するかどうかを考えてもらうということにしたいと思います。

— 同意 —

○委員長

17番の「区・自治会」と18番の「自治振興会」に関しては、両方にまたがるご意見がいっぱいあります。『区・自治会』の定義がわからない。『区・自治会』は代表する自治組織、『自治振興会』は支援を行うとなっている。これは優劣を意味しているのではないか、区・自治会と自治振興会の関係、あるいはそれぞれの定義については、これ以外にもいくつかご意見があったかと思います。そこについては、5の「定義」では定義しないということですが、17、18の定義がこれでそれぞれわかりやすいのかということ、若干文言を整理したほうがいいのかもかもしれません。ということで、ここについてはCだろうなと思っております。

— 同意 —

○委員長

「地縁団体と自治振興会をどのように結びつけていくのか」、これは市の政策に対するご意見なのかと思いますが、どう結びつけていくのかは地区によっても違うと思いますので、この委員会としてどうこうという対応はないのかなと思います。そういう意味ではDですね。

— 同意 —

○委員長

「区・自治会と自治振興会との関係は」、条例の文言上の関係ということであればCだと思います。

— 同意 —

○委員長

「区・自治会について、綾野学区には区・自治会を組織していない地域が2つある。そのような地域に対して、区・自治会を立ち上げるための市長等の責務・役割を明記してほしい」、要するに、「市長等の責務・役割」のところに区・自治会をちゃんとやってくることの支援みたいなことを書いたほうがいいのではないかとのことですね。それから、「自治振興会も働きかけをしているが、行政としてもバックアップしてもらわないと組織づくりは難しい。①で『区・自治会は、地域住民を代表する自治組織です』と明記されているが、区・自治会がない地域もあるのにこの表現はおかしい」ということです。当日のお答えは、「組織されるように市長等が強く働きかけるべきだ」というご意見はもっともな話」とお答えしていますね。ただ、「直接『区・自治会を組織するために働きかける』とはなかなか条例としては書けないだろうが、20の市民活動の②の『活動の積極的な支援に努めます』のなかに、区・自治会が組織をされることの支援も入っていくのではないだろうか」、こういうお答えのようです。そういう意味では、当日お答えをしているということでしょうね。ただ、「ごもっともな意見」というふうに答えているのは、もしかするともう少し働きかけ方については考える余地があるというお答えのようでもあるので、Cでいいでしょうか。

— 同意 —

○委員長

「甲賀市の自治会加入率は76.6%と聞いている。区・自治会については、組織そのものがなかったり、加入する人が少なかったりするため地域間で差があると思うが、団塊の世代が2015年には65歳を迎え、2025年には75歳を迎えるため、地域の仕組みづくりがますます大切になってくると思う。基本条例のなかで『17.区・自治会』が記載されているが、自治会加入促進に対する動きはあるのか」というご質問ですね。当日お答えはしていますが、会としては対応しがたい部分ですので、当日お答えしたということで、Aでいきましょう。

— 同意 —

○委員長

「自治振興会と区・自治会がどう取り組んでいくのか、具体案が見えてこない」、

具体案は出されるでしょうけれど、自治会と自治振興会の文言上の整理ということで、先ほどもいったように、ここは少し考えようということで、Cですね。

— 同意 —

○委員長

次も同じような意見でしょうか。「区・自治会、自治振興会について、自治振興会が設立されるにあたって各地域で目的や趣旨などをご説明いただいたが、この項目に書かれていることは設立の要旨と変わっていないかどうかの確認」ということです。条文で今書こうとしていることは、「自治振興会が設立される時の要旨と変わっていない」とお答えをしていますが、「ただし、地域事情により、『分会』の形をとっているところもあるが、その趣旨を逸脱しない形で骨子案を示している」ということで、ここは当日お答えがすんでいますので、Aということで行きたいと思います。

— 同意 —

○委員長

その次です。4ページのいちばん下です。「鮎河の地域防災隊は区・自治会ではなく、自治振興会に位置づけている。これから、これを変えていかなければならないのか」ということです。地域防災隊は区・自治会でなければいけませんとはどこにも書いていないと思うのですが、これはもしかすると11番のほうに關係することをいつているのでしょうか。11番の②のところ、「市民は区・自治会等を単位に自主防災組織等を設立するなどにより」、おそらくこちらのほうですね。この質問は17、18ではなくて、11に関するものだと思います。ここで「区・自治会等」となっていると、自治振興会は含まれないのかという、そこへのご指摘だと思いますので、そこで考えるということで、「区・自治会等」という表現の「等」のなかに自治振興会が含まれることがはっきりわかるような表現にしたほうがいいのかもかもしれません。これは11に關係する内容として、Cとしたいと思います。

— 同意 —

○委員長

ということで4ページのいちばん下までまいりました。お約束の時間が過ぎてしまいましたが、まだまだ大量にありますので、早急に作業委員会を開いて、取りかかるところは取りかかっていきたいと思いますが、場合によっては作業委員会のほうから逆に皆さんに5ページ以降のところはこういう仕分けでいきたいというご提案をさせていただいてご了解をいただくという、行ったり来たりがあるかもしれません。

そこはご理解いただきたいと思います。

3月には市長さんに提言をお渡しするというので、残された時間はわずかですが、引き続きスムーズに議論ができますようにご協力をいただければと思います。

#### ■ 4 今後のスケジュール

##### ○委員長

それでは、中途半端なところではありますけれども、次第の4番の「今後のスケジュール」にいきたいと思います。事務局からご連絡をお願いします。

##### ○事務局

それでは、4番の「今後のスケジュール」ですが、作業委員会の開催については、できましたら今日の会が終わった後に作業委員の皆様だけお残りいただいて、そこで決めていただけたらと思っております。次回の策定委員会は、2月18日、同じ時間、この場所で開催しますので、どうぞよろしく願いいたします。市長への骨子案の提出の予定としましては3月中旬ぐらいを考えておりますので、それについても今後のスケジュールと併せて、皆様のご協力をお願いしたいと思っております。事務局からは以上でございます。

##### ○委員長

ありがとうございます。今日のご議論でおわかりいただいていると思いますが、日程的には非常に苦しくなっております。次回は2月18日ということでお示しいただいておりますけれども、おそらく3月に市長さんに提言をお出しする前にもう一度やらないとたぶん收拾がつかないだろうと思っております。3月10日前後になるかと思いますが、事務局と日程調整をしたうえで皆さんにお知らせさせていただくことになると思いますので、心づもりをしておいていただければと思います。

作業委員会の皆さんには、非常に申し訳ございませんが、いっぱい考えなくてはいけないことがありますので、早速ですが今日この後この場でお集まりいただいて、日程だけは考えたいと思いますので、ご協力よろしく願いいたします。

ほかに、この際ですので、皆さんのほうから何かご連絡などありますでしょうか。

— 特に発言なし —

#### ■ 5 閉会

##### ○委員長

それでは、先ほども申しましたように、今日この後この部屋は別の方が使う予定が入っていますので、中途半端なところで申し訳ないのですが、ここでお開きにしますけれど、先にお願ひしておくと、最後に部屋の片付けは、いつも不思議だと思ってい

るのですけれど、庁内委員のメンバーの方だけが片付けに参加して、市民委員の皆さんはさっさとお帰りになる方が多いのですけれど、できれば協働という形でありますので、お時間の都合がつく方は皆さん協力して片付けをしていただくと早く終わっていいのかなと思いますので、ご協力いただける方はご協力をお願いいたします。

それでは、今日も締め言葉の副委員長にいただいて終わりにしたいと思います。

#### ○副委員長

長時間にわたりいろいろご協議いただきまして、ありがとうございます。皆さん方には、「市民の声を聴く会」で大変ご心労をおかけしたかと思えます。今日は総括する時間がありませんでしたので、終わりの言葉のなかで、共通した話で申しあげますと、やはり周知の状態がよくなかったというのは反省点であるかと思えます。それと、こういう会について意見が言えない、あるいは持ち帰るというなかで、発言された方の正当性が本当にあるのかなのか、その判断を持ち帰ってするという形になっていますので、当然ながら、ひもじい思いで、ちょっと言いたいなという思いを抑えながら「市民の意見を聴く会」に関わっていただいたのではないかという思いをいたしております。

いちばん大きなところは、自治基本条例を制定する趣旨についてまだ市民の皆さんがご理解いただけていないので、この条例をもっと具体的に、いつ、どこで、だれが、なにを、どうしたという趣旨が入っていないのではないかというご意見が出てくるのです。それは個々の個別条例で謳うべきものであって、これは最高規範的なものですので具体的な事象が入れない。それは具体的な条例で入ってくるのですけれども、そこは専門的な部分であります。ですから、そういう趣旨をご参加いただいた市民の皆様方にご理解いただけていないために、こういう発言がたくさん出ているというふうに私は捉えております。

ですから、なにか物足りない、具体性がない、抽象的だ、こういう意見が共通して多くなっているのは、自治基本条例をどういう趣旨でこれから設けようとするかという、一層掘り込んだところが市民の皆様にご理解いただけていないために、そういうご発言をいただいていると思えますので、今後、タウンミーティング等いろいろ住民の皆さんに接する機会が出てきますので、そのことを踏まえて、「市民の声を聴く会」のこれまでの形のいろいろなところを総括して、また次の機会に生かしていただければと思います。

この委員会も残り少ない回数ではありますけれども、今がいちばん神経を使っている部分ではないかと思えます。一層、皆様方のご意見をいただきながら、まとめさせていただくことができればと思います。

なお、最後になりましたが、最後は作業委員会へし寄せがくるような形になってしまいます。大変重要な部分をご作業いただく形になりますけれども、限られた時間のなかでまとめていくという趣旨をご理解いただきながら、ご協力いただければありが

たいと思います。

本日最後の皆様方へのお礼のご挨拶と、あともう少し時間をいただいてご協議いただきたいと思いますので、よろしくお願いを申しあげる次第でございます。本日は誠に疲れ様でございました。